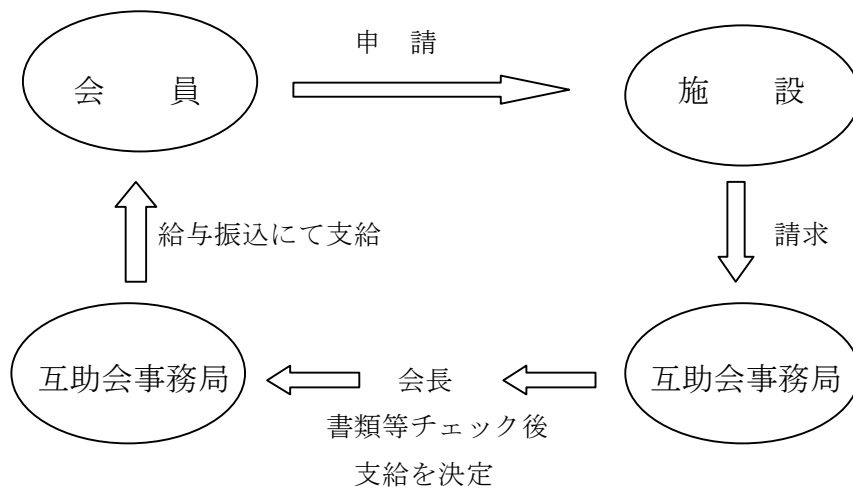


### Ⅲ 一般給付事業

<p>(1) 入院療養補助金</p>	<p>会員が疾病または負傷によって15日以上入院療養を受けたとき</p> <p>15日以上入院した日から一会計年度を通じ90日以内を限度として1日につき1,000円を支給する。</p>
<p>(2) 死亡弔慰金</p>	<p>会員・会員の配偶者・会員の扶養家族（健康保険法に定める扶養家族）が死亡したとき</p> <p>会 員 60,000円      配偶者 30,000円 扶養家族 20,000円</p>
<p>(3) 災害見舞金 (注) 自然災害は当分の間 適用しない</p>	<p>会員が、水・火・震災などの不可抗力により住居および家財について災害をうけたとき</p> <p>災害の程度が 全部 2,000,000円以内 災害の程度が 1/2 1,000,000円以内 災害の程度が 一部 100,000円以内を支給する。</p>
<p>(4) 銀婚祝金</p>	<p>会員が結婚して25年を経るとき</p> <p>祝い金として25,000円を支給する。</p>
<p>(5) 遺児給付金</p>	<p>会員が死亡し、満18歳未満の遺児（健康保険法に定める扶養家族）があるとき</p> <p>遺児1名 120,000円 遺児2名 180,000円 遺児3名以上 240,000円を支給する。</p>
<p>(6) 休業見舞金</p>	<p>会員が6月1日または12月1日に継続して休業しているとき</p> <p>6月1日 6,000円 12月1日 12,000円を支給する。</p>
<p>(7) 介護休業手当金</p>	<p>職員の育児休業・介護休業等に関する規則により介護休業の承認を受け、無給または一部無給となった者に介護休業期間中にかかる、介護休業手当金として1日につき給料日額（職能給＋年齢給＋扶養手当）の100分の20に相当する額を給付する。ただし、会則第3条第2項に規定する会員については、契約報酬または代替賃金を給料月額とする。</p>

<p>(8) 資格取得祝い金</p>	<p>下記に記載する資格を取得したときに、祝い金として 10,000円を支給する。</p>
	<p>(1) 介護福祉士  (2) 社会福祉士  (3) 介護支援専門員  (4) 主任介護支援専門員  (5) 精神保健福祉士  (6) 認知症ケア専門士  (7) 衛生管理者  (8) 危険物取扱責任者  (9) 介護予防運動指導員  (10) 健康運動指導士  (11) 健康運動実践指導者  (12) 健康介護コンシェルジュ検定（1級～3級）  (13) 社会福祉会計簿記認定（初級・中級・上級／簿記会計・  上級／財務管理）  (14) 日本商工会議所簿記検定（1級～4級）  (15) 社会保険労務士  (16) MOUS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）  スペシャリストまたはエキスパートのうち、次のバージョン</p> <p>① Word(2010, 2013, 2016)  ② Excel(2010, 2013, 2016)  ③ PowerPoint(2010, 2013, 2016)  ④ Access(2010, 2013, 2016)</p>

## 給付金の請求方法



### <書類の確認>

- ①施設名・職員番号・氏名・捺印等の確認
- ②添付書類・請求額の確認
- ③請求期限は事実発生後から3ヶ月後まで有効

★補助金に係る申請書や請求書の用紙は、大阪府社会福祉事業団 職員互助会ホームページ (<http://www.osj.or.jp/gojokai/index.html>) から取得できます。